

【新型コロナウイルスに係るデンパサル市長規則（社会活動制限）】

令和2年5月13日（総20第65号）

在デンパサル日本国総領事館

●13日、デンパサル市長は新型コロナウイルス感染拡大を防止する措置として外国人を含む市民に対して自宅学習の励行、就労活動の制限、宗教及び社会文化活動の制限、公共の場における活動制限、交通手段の制限とコミュニティの動員を旨とする社会活動制限を要請しました。

●デンパサル市長による要請の概要は以下2のとおりです。交通規制及び監視措置として市内の16ポイントに官憲が運営する検問所を設置し、マスクを着用していない運転手、明確な通行目的がない市民、乗車人数の多い四輪車、貨物車等を規制対象とした監視を行うとしています。

●今後の状況の変化により、さらに追加的な措置等が執られる可能性がありますので、最新情報の入手に努めるとともに、感染の予防に努めてください。

1 5月13日、デンパサル市長は新型コロナウイルス感染拡大を防止する措置として外国人を含む市民に対して自宅学習の励行、就労活動の制限、宗教及び社会文化活動の制限、公共の場における活動制限、交通手段の制限とコミュニティの動員を旨とする社会活動制限を要請しました。また、不要不急の外出は自粛し、緊急の用事で外出する際にはマスクを着用し、他者との距離を置き、清潔な生活行動に努め、決して群がらないことも要請しています。

2 デンパサル市長による要請の概要は以下の通りです。

(1) 自宅学習の際には他者との十分な距離を置く。

(2) 職場の長は従業員のシフト制を導入するか出勤する人数を管理しつつ、入場の際の体温の計測(38°Cが上限)、マスクの着用、手洗い、自主的な迅速抗体(Rapid)検査を励行しなければならない。

(3) 宗教及び社会文化活動を行う際には現地の行政機関による許可を得た上で一緒に活動する人数の上限を20人とする。

(4) 全ての飲食店は来客同士の距離を最短2メートルとし、店内は定期的に換気しなければならない。営業時間は21:00までとする。映画館、ディスコ、バー、カラオケ、マッサージ等の娯楽施設や観光地は一定期間閉鎖する。

(5) すべての交通手段は、物流、通勤、消防や法の執行等の公務等を除き制限される。

(6) これらの要請に違反した場合は、口頭／文書による注意喚起、営業停止／中止処分等を課す。

(7) これらを要請する期間は5月15日から6月15日とする。

3 交通規制及び監視措置として以下の16ポイントに官憲が運営する検問所を設置し、マスクを着用していない運転手、明確な通行目的がない市民、乗車人数の多い四輪車、貨物車等を

規制対象とした監視を行うとしています。

- (1)Pos 1 POS INDUK (Uma Anyar)
- (2)Pos 2 A.Yani
- (3)Pos 3 Mahendradata
- (4)Pos 4 Imam Bonjol
- (5)Pos 5 Kebo Iwo
- (6)Pos 6 Biaung
- (7)Pos 7 Penatih
- (8)Pos 8 Pesanggaran
- (9)Pos 9 Padang Sambian
- (10)Pos 10 Pemogan
- (11)Pos 11 Benoa
- (12)Pos 12 Pemelisan
- (13)Pos 13 Sanur
- (14)Pos 14 Cekomaria
- (15)Pos 15 Tohpati
- (16)Pos 16 Penatih Dangin Puri pos 1 Ayani,

監視時間:07:00~22:00

4 バリ州に滞在する邦人の皆さまにおかれては、今後の状況の変化により、さらに追加的な措置等が執られる可能性がありますので、最新情報の入手に努めるとともに、感染の予防に努めてください。